

原 対 第 2 6 1 号
令和4年8月18日

原子力安全協定締結事業所長 殿

茨城県防災・危機管理部
原子力安全対策課長
(公 印 省 略)

法令順守意識の徹底について（要請）

日頃より本県の原子力安全行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、去る令和4年5月18日に、三菱原子燃料（株）における使用前事業者検査の不適切な事案について、原子力規制委員会より報告がなされたところです。

本事案は、原子力規制庁に対する設計及び工事の計画の認可申請にない工事を行った上に、原子力規制庁による検査に対しても事実と異なる説明を行い、意図的な文書の差し替えを行っていたものであり、法令順守意識の徹底が図られていなかったことが要因として挙げられております。

つきましては、貴事業所において、所員の法令順守意識の徹底に係る取り組みを改めて実施するなど類似事案の未然防止に最大限努めるようお願いいたします。

なお、取組状況については、今年度の平常時立入調査により確認してまいりますので、併せて御協力をお願いいたします。